令和３年　第１回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会

日　時　　令和３年３月２９日
　　午前１０時００分
場　所　　やまなみ苑　会議室

洲本市・南あわじ市衛生事務組合　　議会　議　長　　片　岡　　格
　　副議長　　谷　口　博　文

会議に出席した議員（１０名）

１番議員　中　野　睦　子	２番議員　柳　川　真　一
３番議員　片　岡　　格	４番議員　氏　田　年　行
５番議員　先　田　正　一	６番議員　印　部　久　信
７番議員　谷　口　博　文	８番議員　登　里　伸　一
９番議員　木　場　　徹	１０番議員　吉　田　良　子

会議に欠席した議員（０名）

管理者	南あわじ市長	守本憲弘
副管理者	洲本市長	竹内通弘
会計管理者	南あわじ市会計管理者	河井達雄
事務局長	南あわじ市環境課長	廣内繁一
事務局次長	洲本市生活環境課長	中田博文
施設長		山田孝文

事　務　局　長　　皆さんおはようございます。只今から洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会の開会をお願い申し上げます。今定例会では新型コロナウイルス対策といたしまして、三密回避のために議場の換気及びソーシャルディスタンスに配慮させていただいております。洲本市議員の改選に伴い、議長が空席となっておりますので議長が選任されるまでの間、議事進行につきまして地方自治法第１０６条第１項の規定により副議長にお願いしたいと存じます。それでは谷口博文副議長よろしくお願いいたします。

副　　議　　長　　おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日招集されました令和３年第１回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会の開会にあたり、先程事務局長より説明がありましたとおり、議長空席に伴い私が議長の職務を行うこととなりました。議長選出までの限られた時間ではございますが、議員各位のご協力によりまして、無事職務を果たしたいと存じます。何卒、格段のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。それでは管理者のご挨拶を伺うことにいたします。管理者よろしくお願いいたします。

管　　理　　者　　はい、副議長。

副　　議　　長　　はい、守本管理者。

管　　理　　者　　はい、管理者の守本でございます。開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。令和３年第１回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会の招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙にもかかわりませず、ご参集をいただきまして心より感謝申し上げます。さて、本日ご提案申し上げ、ご審議いただきます案件は、先日ご送付させていただいていると思いますけれども、条例案件が２件、令和２年度一般会計補正予算、令和３年度一般会計予算でございます。

何卒、慎重且つ適切なご審議を賜りまして、ご賛同下さいますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

副　　議　　長　　はい、ありがとうございました。本日は洲本市議会での組合議会議員選挙後初めての議会でありますので、議員各位、管理者、副管理者、会計管理者及び事務局職員の紹介をいたします。洲本市の議員より紹介をさせていただきます。中野睦子議員、柳川真一議員、片岡格議員、氏田年行議員、

先田正一議員、続きまして南あわじ市議員を紹介いたします。印部久信議員、登里伸一議員、木場徹議員、吉田良子議員、以上で議員の紹介を終わります。次に、管理者　南あわじ市長　守本憲弘市長、副管理者　洲本市長　竹内通弘市長、会計管理者　南あわじ市会計管理者　河井達雄、事務局長　南あわじ市環境課長　廣内繁一、事務局次長　洲本市生活環境課長　中田博文、施設長　山田孝文、事務局職員　古川剛康、事務局職員　森崎栄広、以上で紹介を終わります。それでは只今から令和３年第１回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を開会いたします。議員の出席状況を事務局に報告させます。事務局。

事務局次長　　はい。

副議長　　事務局。

事務局次長　　それでは報告申し上げます。只今の議員の出席状況は、出席１０名であります。当組合の議員定数は１０名であり、地方自治法第１１３条に規定する定足数に達しております。

副議長　　只今事務局から報告のありましたとおり、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。本日の日程はお手元に配布されておりますが、念のため事務局に朗読をさせます。事務局。

事務局次長　　失礼します。それでは朗読いたします。

令和３年　第１回　洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事日程　令和３年３月２９日

日程第１　議席の指定について

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　会期の決定

日程第４　議案第１号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第５　議案第２号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合公告式条例の一部を改正する条例制定について

日程第６　議案第３号　令和２年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第１号）について

日程第７　認定第４号　令和３年度 洲本市･南あわじ市衛生事務組合

一般会計予算について

以上でございます。

副　　議　　長　　はい、それでは只今から議事に入りたいと思いますが、この際仮議席の指定及び議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。只今追加日程を配布させます。

（追加日程配布）

副　　議　　長　　配布漏れはございませんか。配布漏れがなければ追加日程を事務局に朗読させます。事務局。

事 務 局 次 長　　はい、議長。失礼いたします。

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事追加日程

令和３年３月２９日

追加日程第１　仮議席の指定

追加日程第２　選挙第１号　　洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長の選挙について

以上でございます。

副　　議　　長　　説明が終わりました。追加日程第１　仮議席の指定をいたします。仮議席は、只今ご着席の議席といたします。

続いて追加日程第２　選挙第１号洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長の選挙について、お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副　　議　　長　　ご異議なしと認めます。よって議長の選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行うことに決しました。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

副　　議　　長　　会議を再開いたします。地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副　議　長　　異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りいたします。副議長において指名することといたしたいと思います。これにご異議ございませんね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副　議　長　　ご異議なしと認めます。よって副議長において指名することに決しました。それでは指名いたします。洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長に、片岡格議員を指名いたします。お諮りします。只今副議長において指名いたしました片岡格議員を洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副　議　長　　異議なしと認めます。よって只今指名いたしました片岡格議員が洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長に当選されました。只今当選されました片岡格議員が議場におられますので本席より告知をいたします。それでは議長の挨拶を伺うことといたします。片岡格議長。

議　　長　　はい、失礼いたします。只今議員各位の推薦をいただきまして、洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長に就任をさせていただくことになりました。誠にありがとうございます。この上は身を挺して議会のスムーズな運営を図ると同時に公平で開かれた議会の運営に努めてまいりたいところでございます。つきましては、議員各位の皆さんはじめ、管理者の皆さん方あるいはこの施設に携わる職員の皆様方のこれまで以上のご尽力、お力添えを重ねてお願いを申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

副　議　長　　ありがとうございました。以上で副議長として議会冒頭における職務を無事遂行することができました。ひとえに議員各位のご協力の賜物でございます。厚くお礼申し上げます。それでは、新議長と交代をいたします。議長、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　　失礼します。これより議長席に着かせていただきます。よろしくお願い

をいたします。

それでは只今から議事に入りたいと思います。日程第１　議席の指定について、議席は組合議会会議規則第３条の規定により、議長において指定いたします。只今ご着席のとおりに定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。さように指定いたします。

次に日程第２　会議録署名議員の指名をいたします。４番氏田年行議員、９番木場徹議員、この両名を指名いたします。よろしくお願いをいたします。

続いて日程第３　会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会は本日１日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって今期定例会は本日１日と決定いたしました。

次に日程第４　議案第１号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　管理者。

管　理　者　　はい。議案第１号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、事務局の方からご説明申し上げます。

事務局長　　はい、議長。

議　　長　　はい、事務局長。

事務局長　　議案第１号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。本件は構成市であります洲本市の改正に伴い、提案するものでございます。この内容は４級以上の職員につきまして４月から１２月までの間、令和２年度に給料月額の１００分の１．５減額していたものを、令和３年度には給料月額の１００分の１．３の減額に改定するものでございます。なお、附則において、施行日を令和３年４月１日と定めております。以上です。

議　　長　　説明が終わりました。本件についてのご質疑ご意見はございませんか。

７　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　はい、７番谷口議員。

７　番　議　員　　これの対象になる職員、４級以上の職員は何名おられるんですか。

議　　長　　事務局。

施　　設　　長　　この対象職員は１名でございます。

議　　長　　他に質疑はございませんか。他に質疑がなければ、これにて質疑を終わります。お諮りいたします。議案第１号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議　　長　　挙手全員であります。よって議案第１号は原案のとおり可決されました。
　続きまして日程第５　議案第２号洲本市・南あわじ市衛生事務組合公告式条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管　　理　　者　　はい、議長。

議　　長　　はい、守本管理者。

管　　理　　者　　はい。議案第２号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合公告式条例の一部を改正する条例制定につきましては、事務局からご説明申し上げます。

事　務　局　長　　はい、議長。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　議案第２号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合公告式条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。本件は構成市であります洲本市の改正に伴い、提案するものでございます。この内容につきましては掲示場所の変更、天災事変等やむを得ない場合の代替処置、その他所定の改定を行うものです。なお附則において、施行日を公布の日とし、当条例施工前にされた告示及び公表についても適用すると定めてございます。

議　　長　　説明が終わりました。本件についてご質疑ご意見はございませんか。
質疑ありません。質疑が他にありませんのでこれにて質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第２号洲本市・南あわじ市衛生事務組合公告式条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議　　長　　挙手全員であります。よって議案第２号は原案のとおり可決されました。
　続きまして、日程第６　議案第３号令和２年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管　　理　　者　　はい、議長。

議　　長　　はい、守本管理者。

管　　理　　者　　はい。議案第３号令和２年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第１号）につきましては、事務局からご説明申し上げます。

事務局次長　　はい、議長。

議　　長　　はい、事務局次長。

事務局次長　　議案第３号令和２年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第１号）ついて、説明申し上げます。補正予算書の１ページをお開きください。第１条におきまして歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ

１千６００万円追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ４億２千５０１万９千円とするものでございます。まず、歳入についてご説明申し上げますので、４・５ページをお開き下さい。２款使用料及び手数料１項手数料１目ごみ焼却手数料において、５００万円の減額を計上しております。これは当施設に直接搬入されます可燃ごみの量が大幅に減少したことにより、ごみ焼却手数料を減額するものでございます。次に、５款繰越金１項繰越金１目繰越金において２千１００万円の増額を計上しております。これは前年度繰越金の確定によるものでございます。

続きまして、歳出について説明申し上げますので、６・７ページをお開き下さい。２款総務費１項総務管理費１目一般管理費におきまして、２千１００万円の増額を計上しております。この内訳は、２４節積立金２千１００万円増額で、施設整備基金への積立金でございます。次に同じく、２款１項２目清掃施設費において５１６万１千円の減額を計上しております。この内訳は、１０節需用費１６万１千円の減額、１２節委託料２００万円の減額。これにつきましては、焼却灰減少に伴い、埋立処分委託料を減額するものでございます。１４節工事請負費３００万円の減額につきましては、工事に係る入札減によるものとなっております。次に、３款公債費１項公債費２目利子において、１６万１千円の増額を計上しております。この内訳は、２２節償還金利子及び割引料１６万１千円の増額で、内容としては、令和元年度起債の一般廃棄物処理事業債に係る利子の確定によるものでございます。以上で議案第３号の提案説明とさせていただきます。何卒慎重ご審議を賜りご了承下さいますようお願い申し上げます。

議　　長　　説明が終わりました。本件についてのご質疑ご意見等はございませんか。

６　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　６番印部議員。

６　番　議　員　　４ページのね、先程説明があったごみ焼却手数料の５００万円の減額なんですが、この５００万円は直接持ち込みだけの５００万円の減額ですか。

議　　長　　はい、事務局。

施　　設　　長　　直接持ち込みで、手数料に関わる部分だけの５００万円の減額でございます。

６　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　はい、６番印部議員。

６　番　議　員　　そうしますと、１億２千６５０万円のうち直接持ち込みはなんぼ予定しとったんですか。

議　　長　　はい、管理者。

施　　設　　長　　１億２千６５０万円同額で１万１千トンです。

７　番　議　員　　持ち込みは、なんぼやねん。

施　　設　　長　　１億２千６５０万円です。

議　　長　　はい、６番印部議員。

６　番　議　員　　これ事務局。１億２千６５０万円言うのは、トータル的なごみ焼却手数料であると思うんですね。ですから、直接ごみ持ち込みの焼却手数料はどれぐらい予定しとったものが、５００万円減額なんですか。

議　　長　　はい、施設長。

施　　設　　長　　この１億２千６５０万円の直接持ち込みは、窓口持ち込みと契約業者が月極で払う持ち込みと、官公庁の持ち込みを含んでおります。全部直接持ち込みです。

６　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　はい、６番印部議員。

６　番　議　員　　この１億２千６５０万円ちゅうのは、直接持ち込みを書いてあるんですか。この度の５００万円持ち込みは、直接持ち込みというのは、結局やまなみに持って来とる部分の中の一部が５００万円が減額になっとる言うことで、立て分けはして無いんですか。

議　　長　　事務局。

施　設　長　　全体量のうち直接持ち込み量の減額でございます。

議　　長　　はい、印部議員。

６　番　議　員　　私の理解は、個人的に直接持ち込みしてくるのと、市が業者が指定管理してある業者が持ってくるのと、この１億２千６５０万円言うのはどんなようになっとるんか。この５００万円ちゅうのは、市の指定管理の業者が持ってくるものなのか、個人が直接持ち込むものなのかそういう比率を聞きたい。

議　　長　　はい、事務局。

施　設　長　　個人持ち込みと業者が直接持ち込みの部分のすべてを手数料の対象としておりまして、その立て分けはないんですけど全体の手数料持ち込み料の減少で今回５００万円の減ということでございます。

管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　はい、管理者。

管　理　者　　たぶんですけど、全体の仕組みなんですけど、そもそもこのごみ焼却手数料として計上されているものの中には、毎日我々が金曜日とか出してるやつは含んで無いんですね。ここに掲げてあるのは、事業者と個人が持ち込むものだけなんですけども、個人と事業者の厳密な区別というものがなされていないので、その内訳はわからない。そういう状況になってます。

６　番　議　員　　はい。

議　　長　　はい、６番印部議員。

６　番　議　員　　ということは、今市長が言われたようにわからないということで、全体的に持ち込みの手数料が減ったという理解せざるを得んと思うんですが、そんでええんですか。

議　　長　　はい、事務局。

施　設　長　　左様でございます。

６　番　議　員　　はい、 終わっておきます。

議　　長　　はい、他に質疑はございませんか。１番中野議員。

１　番　議　員　　ただいまのことでお聞きしたいんですけれども、５００万円減ったということですけど、その前の年なんかはコロナに入ってすぐ、逆にいろいろ家片付けたりとかして、持ち込みがすごく増えたと聞いていました。それが落ち着いたのか要因はどんなふうに分析されていますか。

議　　長　　はい、事務局。

施　設　長　　５月の連休とかで家の片付けごみが相当量増えたというふうな実感を持っております。搬入者につきましても、結構車並んだりとかして多かったというふうに感じております。ただ、事業系ごみが減って家庭系ごみが増えたということではなく、理由は定かでないんですけれども、家庭系ごみも減少傾向にございます。

１　番　議　員　　ありがとうございます。

議　　長　　はい、他に質疑はございませんか。よろしいですか。他に質疑がなければこれにて質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第３号令和２年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第１号）について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議　　長　　挙手全員であります。よって議案第３号は原案のとおり可決されました。
　続きまして、日程第７　議案第４号令和３年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　はい、守本管理者。

管　理　者　　議案第４号令和３年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算につきましては、事務局からご説明申し上げます。

議　　長　　はい、事務局次長。

事務局次長　　それでは、議案第４号令和３年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算についてご説明申し上げます。予算書１ページをお開き下さい。まず、第１条では歳入歳出の予算の総額を４億４７８万８千円と定めております。第２条では地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度、方法、利率及び償還の方法は、第２表地方債によると定めております。第３条では地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の最高額を１千万円と定めております。

それではまず歳出についてご説明申し上げますので、１０・１１ページをお開き下さい。１款議会費１項議会費１目議会費４０万４千円ですが、この内訳は１節報酬３５万４千円、９節交際費１万円、１０節需用費２万６千円、１１節役務費１万４千円となっております。１２・１３ページをお開き下さい。次に、２款総務費１項総務管理費１目一般管理費３千４２万７千円ですが、この内訳は１節報酬２５２万８千円、２節給料１千８３万３千円、３節職員手当等６２２万７千円、４節共済費４００万円以上合計２千３５８万８千円につきましては、管理者、副管理者及び会計年度任用職員１名への報酬並びに、正規職員３名への人件費となっております。８節旅費１６万４千円、９節交際費１万円、１０節需用費２８万円、１１節役務費８３万円となっております。１４・１５ページをお開き下さい。１２節委託料４４万円、１３節使用料及び賃借料３３万円、１８節負担金補助及び交付金３７８万５千円につきましては退職手当組合にかかる負担金などとなっております。２６節公課費１００万円は公害防止法に基づく汚染負荷量賦課金となっております。次に同じく２款１項２目清掃施設費３億６千７８９万５千円ですが、この内訳は１節報酬２千５９万５千円、２節給料１千７５９万２千円、３節職員手当等１千４７９万８千円、４節共済費９６６万３千円、以上合計６千２６４万８千円につきましては会計年度任用職員８名への報酬、正規職員６名への人件費となっております。１６・１７ページをお開きください。８節旅費７８万５千円、１０節需用費１億３７万１千円は焼却炉内の消耗品費、光熱水費、薬品費などとなっております。１１節役務費３１万８千円、１２節委託料４千５９５万３千

円。これは焼却灰埋立処分委託料、各種機器の保守点検整備に掛かる委託料などとなっております。１３節使用料及び賃借料６３６万９千円、１４節工事請負費１億２千４００万円。これは焼却炉、バグフィルターなどの施設補修のための工事費でございます。１８・１９ページをお開き下さい。１５節原材料費２０万円、１８節負担金補助及び交付金２千７２０万円、これは大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金並びに派遣職員人件費負担金などとなっております。２６節公課費５万１千円でございます。２０・２１ページをお願いします。次に同じく２款２項監査委員費１目監査委員費１万５千円ですが、この内訳は１節報酬１万円、１０節需用費５千円でございます。次に、３款公債費１項公債費１目元金４９５万４千円は、大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金及び一般廃棄物処理事業債に係る償還元金でございます。同じく３款１項２目利子７９万３千円は、大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金及び一般廃棄物処理事業債に係る償還利子でございます。次に４款予備費１項予備費１目予備費３０万円でございます。

続きまして歳入について説明申し上げますので６・７ページをお開き下さい。１款分担金及び負担金１項分担金１目分担金２億１千４０７万５千円は構成市の組合運営費分担金となっております。次に２款使用料及び手数料１項手数料１目ごみ焼却手数料１億４千９５０万円は、ごみ焼却手数料となっております。次に３款財産収入１項財産運用収入１目利子及び配当金並びに次の５款繰越金１項繰越金１目繰越金につきましては、それぞれ単位収入として１千円を計上しております。８・９ページをお開き下さい。次に６款諸収入１項受託事業収入１目ごみ焼却処理受託事業収入４２０万円。これにつきましては淡路広域行政事務組合からの可燃性残渣焼却処理受託事業収入でございます。次に同じく６款諸収入２項組合預金利子１目組合預金利子、これにつきましては単位収入として１千円を計上しております。次に同じく６款３項雑入１目雑入１０１万円につきましては、洗車場管理に係る費用などとなっております。次に７款組合債１項組合債１目組合債３千６００万円でございます。なお２２ページには地方債の現在高に関する調書を、さらに２３ページないし２５ページには給与費明細書をそれぞれ添付いたしておりますのでご参照下さい。以上で議案第４号の説明を終わります。何卒慎重ご審議を賜りご承認くださりますようにお願い申し上げます。

議　　長　　説明が終わりました。本件についてのご質疑ご意見はございませんか。

７　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　はい、７番谷口議員。

７　番　議　員　　この６ページの使用料及び手数料の２千３００万円の増額についてお尋ねするわけですがよ、この補正のときには、事業所のごみの直接持ち込みは５００万円減額になったというふうな説明があったと思うんです。今回令和３年度の予算においては、このごみ手数料が２千３００万円増額しとる見込みちゅうのは、事業所のごみの料金体制を引き上げたことに伴う見込みの増額なのか、ます２千３００万円の増額の理由についてお尋ねをいたします。

議　　長　　はい、事務局。

施　設　長　　失礼いたします。令和３年４月１日から持ち込み手数料が１１５円から１３０円というふうに、先般の議会の方で改正いただいて決定しております。これに伴います手数料額の増額を想定しております。また、令和２年度にありましたコロナウイルスによります減額につきましてもまだ令和３年度にはコロナウイルスの先がちょっとわからないので手数料の増額分だけを目的として計上さしていただいております。

議　　長　　はい、７番谷口議員。

７　番　議　員　　先程２年度のやつでは事業所持ち込みが、そういうふうなごみの搬入が減ったから５００万円減額したというふうな説明やったわな。そうでしょ。にもかかわらずよ、今年度の予算編成においては料金体制の値上げによる事業所のごみのよ、料金体制を値上げしたことに伴うその値上げ分がこの２千３００万円というような算定されとるんかちゅうのをお尋ねしとるわけよ。そう言うことよ。

議　　長　　はい、事務局長。

施　設　長　　左様でございます。

議　　長　　はい、谷口議員。

７　番　議　員　　結局先の説明だったらよ、事業所のごみがよ、持ち込みが減ったから５００万円ということはよ、今年度もよ、ごみのある程度ごみの減量ちゅうか、事業所にしたってよ、いろいろ工夫しながら、やはり減して努力しよるさかいに、持ち込みがよ、減ってきよるんかなと、それぞれ資源ごみとかいろんなことしながら、ここに持って来る量が減っとるさかいに、事業所もそないなことで減っとるかなと思うねけんど。この事業所のごみちゅうのはよ、何トン入って来て、１５円上がっただけで、２千３００万円も事業所の負担という意味合いでええんけ。

事　務　局　長　　はい。

議　　長　　はい、事務局。

施　　設　　長　　補正予算で出さしていただきました５００万円の減額につきましては、１２月程度まではその予算通りの入かなと想定しておったんですけど、１月２月の緊急事態宣言によりまして、１月２月で８２パーセント程度の減がありまして、そのコロナウイルスによります緊急事態宣言の影響で５００万円の減額になったというふうに感じております。

７　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　はい、７番谷口議員。

７　番　議　員　　事業所のごみちゅうのはよ、ようわからんねんけど、洲本市とよ、南あわじ市とよ、事業所のごみちゅうのはよ、どちらが多いん。

議　　長　　はい、事務局。

施　　設　　長　　令和２年度はまだ締めできてないんですけど、令和元年度で申しますと、洲本市が５０．５パーセント、南あわじ市が４９．５パーセントで０．５パーセントほどで洲本市のほうがということです。

７　番　議　員　　わかりました。

議　　長　　他に質疑はございませんか。吉田議員。

１０番議員　　歳入の分担金についてお尋ねいたします。分担金はいつも同額でということになっておりますけれども、先日の神戸新聞で県内のごみの搬出量、１人辺りのごみ搬出量のことが記事に載っておりました。洲本市は５５３グラムで３４位､南あわじ市は４８０グラムで１４位というようなことで、それぞれの両市の事情というのはいろいろあると思うんですけども、今ごみの減量化っていうのが言われているなかで若干違うんです。先程の説明では洲本市と南あわじ市の量といいますか、そう変わらないという話があったんですけども、この分担金が同じということは、どういう経緯で決まっていったんでしょうか。

事務局長　　はい、議長。

議長　　はい、事務局長。

事務局長　　今、議員がおっしゃいましたごみ量の件でございますが、先程施設長のほうから説明さしていただいたのですけども、現状としましては、ほぼ数パーセントの差はございますけども、五分五分となっております。今の五分五分の均等割りとなってました経緯につきましては、平成２６年度に合併いたしまして旧南あわじ三町の方が、すべてこのやまなみ苑の方で焼却するようになった時点でその時点でのごみ量を比較しまして決めております。

１０番議員　　はい、議長。

議長　　吉田議員。

１０番議員　　ごみの量がそう変わらない。人口が南あわじ市多いので、１人辺りの量は少なくてもトータルでいけば、半分半分ですよというようなことで、こういうふうに決まったっていうようなことの説明があったかのように思うんですけども、今後淡路市なんかは本格的にごみの１５パーセント減っていうのが新聞で大きく見出しが載ったんですけども、それぞれの市で新年度やはりごみの減量化に向けて頑張ってると思うんですけども、そういうところから言えば、半分半分っていう考え方を今後ずっと踏襲していくのかどうかその点についてお伺いいたします。

事務局長　　はい、議長。

議　　長　　はい、事務局長。

事　務　局　長　　当然ですね、今やまなみ苑では南あわじ市と洲本市でございますけども、そのごみ量にかなりの開きが出てきた場合はですね、また規約のほうを改正するとかいうことも検討にいれるべきかとは考えております。ただ、今議員おっしゃっていただいたように、ごみの減量化ということで島内３市取り組んでおります。各市、施策のほうも検討し予算化して取り組もうとしておりますので、今現状ではこのまま各市で減量化施策を頑張っていくものというふうに考えております。

１０番議員　　はい、議長。

議　　長　　はい、吉田議員。

１０番議員　　ごみの広域化っていうことが言われております。その中でどういうふうな分担金になるか。広域化の是非はあると思うんですけれども、分担金をどうするかというところでこういう形を踏襲すればごみの減量化に少し前向きな部分と現状でいいかというような考え方にもなるかと思うんですよね。ですからこれも一度再考するみたいな考えは無いんでしょうか。市長いかがでしょうか。

管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　はい、守本管理者。

管　理　者　　今、事務局長の方からもお話申し上げましたけども、これはやっぱり経緯があって決まっている話でございますので、その状態が大きく変わらないのであればこのままということになるんではないかというふうに思います。新しく始める施設をどうするかというのは、これはまたその時の状況を見ながら議論されるというふうに考えておりますけれども、今の現状のやまなみ苑につきましてはそういう考え方でございます。

１０番議員　　終わります。

議　　長　　他に質疑はございませんか。１番中野議員。

１　番　議　員　　１４ページのところの総務管理費ですけど、この項ですね減額が７００万あまり出てます。これは要因はどんな感じでしょうか。人員構成が変わったとかそういったことをお聞かせ下さい。

議　　長　　はい、事務局。

施　設　長　　すいません。何の減額でしょうか。

１　番　議　員　　１４ページの下の清掃施設費のところの減額が、先程の説明では会計年度任用職員さん８名と職員さん６名の人件費って説明があったんですけど、昨年度から減額が大きいではないのかと思ったので、何かなと思ってお聞きしてるんです。

議　　長　　はい、事務局。

施　設　長　　この減額理由につきましては、令和２年度末に１名の退職がでております。その退職に関わります給与の減額でありますとか、退職手当基金の特別負担金の減額とかそういうものがひびいてこの７００万円ぐらいの減額になったと思います。以上です。

１　番　議　員　　はい、ありがとうございます。

議　　長　　はい、その他にご質疑はございませんか。以上ご質疑ないようなのでこれで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第４号令和３年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議　　長　　賛成多数であります。よって議案第４号は原案のとおり可決されました。ここで、本日追加させていただきます日程表を只今より配布させます。事務局。

（追加日程配布）

議　　長　　配布漏れはありませんか。配布漏れがなければ、追加日程を事務局に朗読させます。事務局。

事務局次長　　失礼いたします。それでは、朗読いたします。

令和３年　第１回　　洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事追加日程

追加日程第３　議案第５号　　洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任について

以上でございます。

議　　長　　朗読が終わりました。お諮りいたします。只今朗読いたしました日程を追加することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって只今朗読いたしました日程を追加することに決しました。

それでは追加日程第３　議案第５号洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管理者　　はい、議長。

議　　長　　はい、守本管理者。

管理者　　失礼いたします。議案第５号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任についてご提案申し上げます。監査委員の選任同意を求める件につきましては、組合規約第９条により組合議会の同意を得て関係市の監査委員の中から選任するものとなっております。先般、洲本市の監査委員に新しく就任されました、

住所　洲本市本町七丁目４番４４号

氏名　地村　耕一良

生年月日　昭和１９年２月２８日

の選任をいたしたく同意を求める次第でございます。何卒慎重なるご審議を賜りまして、ご同意をいただきますお願い申し上げます。

議　　長　　説明が終わりました。本件についてのご質疑はございませんか。他に質疑がなければこれにて質疑を終わります。お諮りいたします。議案第５号

洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任については、同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議　　長　　挙手全員であります。よって本件はこれを同意すること決しました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これにて洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議がございませんので、これにて今期洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会いたします。閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。今期の定例議会における議案を滞りなく議了いたしましたことは、議員各位慎重なるご審議の賜物であり心より厚く御礼を申し上げます。議員の皆さん方におかれましては、コロナ禍のなかで普段の日常生活が取り戻せない厳しい現状のなかにおいて、より一層コロナの感染の予防に努めていただくと同時にくれぐれも体をご自愛されて、議会運営にご尽力賜ればと思います。言葉足りませんけれど、これで閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。次に、副管理者の竹内市長より閉会のご挨拶を伺うことといたします。竹内市長。

副　管　理　者　　閉会にあたりまして、一言挨拶申し上げます。まず、この議会におきまして新しく片岡格議長がご就任されました。おめでとうございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。また、本日ご提案さしていただきました諸案件につきましては議員各位に慎重なるご審議をいただき適切妥当なご決定をいただきましたこと厚くお礼申し上げます。議員各位におかれましては、当事務組合の健全な運営が進められますよう今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして甚だ簡単でございますが、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（閉　　会　　１０時５５分）

以上、会議のてん末を記しその相違ないことを証するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議長

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議員

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議員